

東京都立国際高等学校国際バカロレアコース 入学者選抜実施要綱

令和８年度の東京都立国際高等学校国際学科のうち、国際バカロレアコース（以下「ＩＢコース」という。）の入学者選抜は、東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成５年東京都教育委員会規則第１号）に基づき、この東京都立国際高等学校国際バカロレアコース入学者選抜実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

第 １ ４月入学生徒の選抜

第１－１ ４月入学生徒の選抜日程

事 項	日	時
出 願	インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、下記書類提出期間必着で当該都立高校に簡易書留郵便等により郵送したものを受け付ける。 〔入力期間〕 令和７年１２月１９日（金）から令和８年１月１６日（金）午後５時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。 〔書類提出期間〕 令和８年 １月 ９日（金）から１月１６日（金）まで（必着） ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を志願先の都立高校へ提出する期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。	
検 査	令和８年１月２６日（月） １月２７日（火）	集合 午前８時３０分 集合 午前８時３０分
合 格 者 の 発 表	令和８年２月 ２日（月）	午前８時３０分（インターネット上の合否照会サイト（以下「合否照会サイト」という。）で発表） 午前９時３０分（校内掲示）
合格者の入学手続	令和８年２月 ２日（月） ２月 ３日（火）	午前９時３０分 ～ 午後３時３０分 午前９時 ～ 正午

第１－２ 募集人員

「令和８年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第１－３ 応募資格

ＩＢコースの４月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、平成２３年４月１日以前に出生した者で、次の(1)又は(2)に該当し、ＩＢコースを第１志望とする者とする。ただし、都立高等学校（以下「都立高校」という。）の推薦に基づく選抜、連携型中高一貫教育に関わる選抜及び在京外国人生徒等対象の選抜（竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校）に出願する者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者（入学手続を終えた者も含む。）並びに都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定している者の応募は認めない。

(1) 日本人生徒募集

日本国籍を有し、次のア及びイに該当する者

ア 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者

(ア) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を令和８年３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

(イ) 中学校を卒業した者

- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (エ) 令和8年3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程（以下「現地校」という。）を修了する見込みの者
- (オ) 令和8年3月31日までに、施行規則第95条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を修了する見込みの者
- イ 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「都立高校の実施要綱」という。）第2-3-1の②欄中のいずれかに該当する者

また、前記ア(エ)若しくは(オ)に該当する者又は現地校若しくは日本人学校を卒業した者で海外に在住している者について、特別の事情により保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。）が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
- (2) 外国人生徒募集

外国籍を有し、次のア及びイに該当する者

 - ア 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者
 - (ア) 令和8年3月31日までに、現地校を修了する見込みの者又は修了した者
 - (イ) 令和8年3月31日までに、日本国内において外国人学校の教育により日本の9年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者
 - (ウ) 令和8年3月31日までに、中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者
 - イ 都立高校の実施要綱第2-3-1の②欄中のいずれかに該当する者

第1-4 出願手続

第1-4-1 中学校の校長及び日本人学校の校長の手続

都立高校の実施要綱第2-5-1を準用する。

第1-4-2 志願者の手続

(1) 出願に要する書類等

ア 日本人生徒募集

(ア) 入学願書（学校所定の様式）

（インターネット出願では、志願者情報等をインターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に入力する。）

(イ) 調査書（様式10）

令和3年度から令和6年度までに中学校を卒業した者については、調査書（様式10-2）を用いる。

なお、現地校を修了する見込みの者及び修了した者は、最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（現地校を修了したことが分かる卒業証明書等）を提出する。

(ウ) 入学考査料 全日制2,200円

（出願サイト上での決済又は納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。やむを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する。）

(エ) その他当該都立高校の校長（以下「都立高校長」という。）が必要とする書類

イ 外国人生徒募集

(ア) 入学願書（学校所定の様式）

（インターネット出願では、志願者情報等を出願サイトに入力する。）

(イ) 最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（外国において学校教育における9年の課程を修了したことが分かる卒業証明書等）

なお、中学校に在学している者又は卒業した者は、調査書を提出する。

(ウ) 外国籍を有していることを証明する住民票記載事項証明書（様式応3）又は公的機関発行の書類

(エ) 入学考査料 全日制2, 200円

（出願サイト上での決済又は納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。やむを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する。）

(オ) その他当該都立高校長が必要とする書類

(2) 提出方法

ア 都内の中学校に在学している志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、中学校長の承認を経て、入学願書の提出を行う。また、出願に必要な書類（入学願書を除く。）を、中学校長を通じて、書類提出期間内に必着するよう、都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。ただし、インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。

イ 前記ア以外の志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、入学願書の提出を行う。また、出願に要する書類（入学願書を除く。）を、書類提出期間内に必着するよう、当該都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。ただし、インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。

ウ 前記ア及びイの方法により出願することができないやむを得ない事情がある場合には、志願者は、志願する都立高校に連絡の上、出願に要する書類（入学願書を含む。）を、書類提出期間内に必着するよう、当該都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。この場合、入学考査料は所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出すること。

エ 出願受付期間内に到着するように郵送することができない等やむを得ない事情がある場合には、当該都立高校に連絡の上で、持参により提出することを認めるものとする。

オ 入学願書提出後は、出願サイトへの入力内容及びその他出願に要する書類に係る記載事項の変更を認めない。

第1-4-3 受検票の交付

出願を受け付けた都立高校長は、出願サイトを通じて受検票を交付する。ただし、やむを得ない事情によりインターネット出願を行わなかった者に対しては、出願を受け付けた都立高校長が別途交付する。

第1-5 検査の実施

(1) 検査内容

ア 英語運用能力検査

イ 数学活用能力検査

ウ 小論文

エ 個人面接

なお、イからエまでは日本語又は英語による。また、検査のうち、一つでも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部を受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 日時等

ア 実施日 本実施要綱第1-1のとおり

イ 実施時間 受検票により指定する。

ウ 検査会場 受検票により指定する。

第1-6 問題作成

(1) 問題作成に関する事項は、別に定める。

なお、数学活用能力検査における出題の基本方針については、都立高校の実施要綱第2-8(1)を準用する。

(2) 検査問題は、当該都立高校が作成する。

第1-7 採点

(1) 採点委員会に委員長を置く。委員長は、当該都立高校長とする。

(2) 採点委員会は、当該都立高校長、当該都立高校長が指定する副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、日勤講師（非常勤教員）及び特別専門講師並びにその他当該都立高校長が指定する者をもって組織する。

- (3) 採点委員会は、当該都立高校で実施した検査の答案等の採点を行う。
- (4) 委員長は、委員を指揮監督し、採点についての責任を負う。
- (5) 委員長は、採点責任者を命ずる。
- (6) 採点及び点検方法等については、別に定める。

第1-8 選考

第1-8-1 選考

- (1) 選考は、当該都立高校があらかじめ定めた選考方法に基づき、調査書、小論文及び個人面接を総合した成績（以下「総合成績」という。）により行う。
なお、英語運用能力検査及び数学活用能力検査は、I Bコースで行われる授業に必要な力の有無（適・不適）の判定のみに使用し、英語運用能力検査及び数学活用能力検査の得点は総合成績には含めない。
- (2) 選考に当たっては、当該都立高校が全ての検査について、自校の教育活動の特色やD P（ディプロマ・プログラム）の履修に必要な能力などに基づいて適切な基準を定める。
- (3) 受検者のうち、当該都立高校が定めた基準に達していると認められた者の中から入学許可予定者（以下「合格者」という。）の候補者（以下「合格候補者」という。）を決定する。
なお、全ての検査のうち、一つでも基準に達しない検査があった場合は選考の対象としない。
- (4) 選考のための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないように配慮する。

第1-8-2 選考委員会

都立高校の実施要綱第2-10-4を準用する。

第1-8-3 合格候補者の決定

日本人生徒募集及び外国人生徒募集それぞれの募集人員に相当する人員を、当該都立高校が定めた基準に達していると認められた者について、日本人生徒募集及び外国人生徒募集それぞれの総合成績の順により決定し、合格候補者とする。

なお、外国人生徒募集の募集人員が充足しない場合、当該都立高校が定めた基準に達していると認められた者のうち、合格候補者となっていない日本人生徒募集の受検者の中から充足する。

第1-8-4 合格者の決定

当該都立高校長は、選考委員会で決定した合格候補者を合格者として決定する。

第1-9 合格者の発表

- (1) 発表方法
合格者の発表は、入学願書提出校における校内の掲示及び合否照会サイト上で行う。
- (2) 合格通知書の交付
合格者には、合格通知書（様式22）を交付する。
- (3) 合格通知書の交付期間
入学手続期間中とする。

第1-10 入学手続（入学確約書の提出）

都立高校の実施要綱第2-12を準用する。

第1-11 本人得点の開示

第1-11-1 本人得点の開示等

都立高校の実施要綱第5-1を準用する。ただし、学力検査等得点表については、学校所定の様式とする。

なお、令和8年3月4日（水）を請求の受付開始日とし、令和8年3月16日（月）以後を交付日とする。

第1-11-2 選抜用評定等確認表の送付及び受領

都立高校の実施要綱第5-3を準用する。ただし、選抜用評定等確認表については、学校所定の様式とする。

なお、当該都立高校長は、「選抜用評定等確認表在中」と朱書された指定の封筒等を用いて、令和8年3月3日（火）から3月9日（月）までに、別表12（241ページ）により区市町村別送付先の中学校の校長宛てに親展扱いの簡易書留郵便で送付する。

第1-12 辞退防止への指導

I B コースの入学選抜の志願者については、合格発表後の辞退等が起こらないよう中学校長等が十分指導する。

第 2 9 月入学生徒の選抜

第2-1 9 月入学生徒の選抜日程

事 項	日	時
出 願	令和 8 年 7 月 1 日 (水)	午前 9 時 ～ 午後 3 時
	7 月 2 日 (木)	午前 9 時 ～ 正午
検 査	令和 8 年 7 月 7 日 (火)	集合 午前 8 時 3 0 分
合 格 者 の 発 表	令和 8 年 7 月 1 3 日 (月)	午前 9 時
合格者の入学手続	令和 8 年 7 月 1 3 日 (月)	午前 9 時 ～ 午後 3 時
	7 月 1 4 日 (火)	午前 9 時 ～ 正午

(注) 海外帰国生徒対象の 9 月入学生徒の選抜及び在京外国人生徒等対象の 9 月入学生徒の選抜にも出願することができる。

第2-2 募集人員

「令和 8 年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第2-3 応募資格

I B コースの 9 月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、平成 2 3 年 4 月 1 日以前に出生した者で、次の(1)又は(2)に該当し、I B コースを第 1 志望とする者とする。

なお、既に実施された令和 8 年度東京都立高等学校入学選抜に応募した者の出願は認めない。

(1) 日本人生徒募集

日本国籍を有し、次のア及びイに該当する者

- ア 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、令和 8 年 4 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの間に、現地校を修了する見込みの者又は修了した者
- イ 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

また、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後 1 年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。

(2) 外国人生徒募集

外国籍を有し、次のア及びイに該当する者

- ア 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(ア)又は(イ)のどちらかに該当する者
- (ア) 令和 8 年 4 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの間に、現地校を修了する見込みの者又は修了した者
- (イ) 令和 8 年 4 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの間に、日本国内において外国人学校の教育により日本の 9 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者
- イ 保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者で、かつ、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

第2-4 出願手続、検査の実施、問題作成及び採点

本実施要綱第1-4-2、第1-4-3、第1-5、第1-6及び第1-7を準用する。

ただし、インターネット出願は行わないため、出願に要する書類等の提出は全て紙で行い、入学考査料は当該都立高校の窓口において、現金で納付する。

第2-5 選考

第2-5-1 選考

本実施要綱第1-8-1を準用する。

第2-5-2 選考委員会

都立高校の実施要綱第2-10-4を準用する。

第2-5-3 合格候補者の決定

日本人生徒募集及び外国人生徒募集それぞれの募集人員に相当する人員を、当該都立高校が定めた基準に達していると認められた者について、日本人生徒募集及び外国人生徒募集それぞれの総合成績の順により決定し、合格候補者とする。

なお、日本人（外国人）生徒募集の募集人員が充足しない場合、当該都立高校が定めた基準に達していると認められた者のうち、合格候補者となっていない外国人（日本人）生徒募集の受検者の中から充足する。

第2-5-4 合格者の決定

本実施要綱第1-8-4を準用する。

第2-6 合格者の発表及び入学手続（入学確約書の提出）

本実施要綱第1-9及び第1-10を準用する。ただし、合格者の発表において合否照会サイトは使用しない。

第2-7 本人得点の開示

本実施要綱第1-11-1を準用する。ただし、交付の開始時期は、合格者の入学手続締切日の翌日とする。

第 3 その他

- 1 施行規則第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める検査の成績により行う。
- 2 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- 3 IBコースの4月入学生徒の選抜の合格者は、入学手続日以降に実施する都立高校の募集に出願することはできない。
- 4 IBコースの9月入学生徒の選抜に出願する者は、海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜及び在京外国人生徒等対象の9月入学生徒の選抜に併せて出願及び受検することができる。ただし、IBコースの選抜の合格者は、海外帰国生徒対象の選抜及び在京外国人生徒等対象の選抜における選考の対象としない。
- 5 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。